

# 史跡伊賀国庁跡保存整備活用基本計画

2016（平成 28）年 3 月

伊賀市教育委員会



## 序 文

伊賀市北部には「府中」と呼ばれる地名が残されています。江戸期の絵図にはその地名が見られませんが、明治期には11村（山神村・土橋村・西条村・東条村・阪ノ下村・外山村・千歳村・一ノ宮村・佐那具村・服部村・印代村）が合併して府中村となり、戦後まで存続しました。その後、昭和の大合併に際して上野市の一部となりますが、府中の名前は、学校名や行政的な区分名として現在も残っています。

「府中」の名の示すところは、かつて国府が置かれた地域に由来することが多く、全国各地にそうした事例があり、伊賀市の府中についてもその例外ではないとされてきましたが、実際の府中地内のどこに古代の伊賀国府が所在したかという物証は得られないままでした。しかし、平成に入り府中地内で実施された発掘調査によって、国府の中心的な施設である国庁跡が柘植川北岸の坂之下の地に所在したことが明らかにされ、国府所在地が明確になりました。

伊賀国庁跡は、国庁における主要な施設の配置関係がほぼ判明し、奈良時代末から平安時代後半にかけて長期にわたり遺構の変遷が追える官衙跡として、2009（平成21）年7月に国史跡に指定され、その後、それを受けて指定地の公有化事業にも着手しています。

また、2010（平成22）年度から2011（平成23）年度にかけて、国の補助事業として『国史跡伊賀国庁跡保存管理計画書』を策定しました。そして、保存管理計画書でも触れた史跡の整備・活用に関して、本年度に基本計画の策定を行いました。本計画書は、史跡及びその周辺をどのように保全していくか、公有化した範囲を史跡公園としてどのように整備・活用していくかという方向性を示していますが、本書を元にして今後も大局的な見地に立ったご意見を頂戴できれば幸いです。

最後になりましたが、本計画書の策定にあたりご指導、ご助言いただいた史跡伊賀国庁跡保存整備計画検討委員会の皆さま、文化庁、三重県教育委員会等の関係機関、そして地元である坂之下区、府中地区の皆さまに深く感謝申し上げます。

2016（平成28）年3月

伊賀市教育委員会  
教育長 野口 俊史

## 例 言

1. 本書は、三重県伊賀市坂之下字国町・字前田に所在する史跡伊賀国庁跡（2009（平成 21）年 7 月 23 日国指定）の保存整備活用基本計画書である。
2. 本計画書の策定事業は、史跡伊賀国庁跡保存整備計画検討委員会による検討を踏まえ、文化庁文化財部記念物課、三重県教育委員会社会教育・文化財保護課の指導のもと、伊賀市教育委員会文化財課が実施した。
3. 史跡伊賀国庁跡保存整備計画検討委員会の委員および指導機関等は以下の通りである。

委員 山中敏史（委員長） 奈良文化財研究所名誉研究員  
西森平之（副委員長） 伊賀市文化財保護審議会委員（地元代表）  
坂井秀弥 奈良大学文学部文化財学科教授  
寺崎保広 奈良大学文学部史学科教授  
栗野隆 東京農業大学地域環境科学部准教授  
上出通雄 府中地区住民自治協議会（地元代表）  
田中栄一 坂之下区代表（地元代表）

### 指導機関

文化庁文化財部記念物課  
文化財調査官 青木達司  
文化財調査官 中井将胤  
三重県教育委員会社会教育・文化財保護課  
技師 石井智大  
技師 川部浩司

### 事務局

伊賀市教育委員会 教育長 野口俊史  
教育次長 伊室春利  
文化財課課長 狩野守正  
同 副参事 福田典明  
同 主査 福島伸孝

### コンサルタント

株式会社イビソク

# 目 次

序文  
例言

## 第1章 保存整備活用基本計画の策定

- 第1節 基本計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第2節 基本計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第3節 基本計画策定の対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

## 第2章 史跡伊賀国庁跡を取り巻く環境

- 第1節 伊賀市の位置と自然環境・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 第2節 歴史的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
  - ①伊賀市の歴史的環境
  - ②伊賀市の文化財
  - ③伊賀市の歴史
  - ④府中地区の概要
- 第3節 社会環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
  - ①交通
  - ②産業
  - ③観光
- 第4節 関連法規と計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
  - ①史跡伊賀国庁跡及びその周辺に係る関連法規
  - ②上位計画など

## 第3章 史跡伊賀国庁跡の概要

- 第1節 調査の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 第2節 遺構・遺物の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
  - ①伊賀国庁の構造と変遷
  - ②出土遺物

## 第4章 指定地の状況

- 第1節 指定状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 第2節 指定地の土地利用状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

## 第5章 整備・活用の基本理念と基本方針

- 第1節 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 第2節 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

第6章	整備基本計画	
第1節	史跡整備のゾーン区分とゾーン別整備計画	23
第2節	造成計画	27
第3節	雨水排水計画	28
第4節	植栽・修景計画	28
第5節	管理・便益施設整備計画	28
第6節	バッファゾーンの整備計画	29
第7章	利活用基本計画	
第1節	基本方針	30
第2節	史跡自体の利活用計画	30
第3節	多様な歴史文化資源とのネットワーク化による広汎な活用	30
第8章	管理運営体制・調査計画	
第1節	管理運営体制	35
第2節	調査計画	36
第9章	事業計画	
第1節	年次計画	37
第2節	今後の課題	37

## 第1章 保存整備活用基本計画の策定

### 第1節 基本計画策定の目的

伊賀国庁跡は三重県伊賀市坂之下に所在する官衙遺跡であり、律令制度の国区分における下国の国庁の実態が、考古学的に初めて確認された極めて貴重な遺跡であることから、2009（平成21）年7月23日に国史跡に指定された。

国府は、都から地方に派遣された役人である国司が国内を統治する政治的な拠点であり、国内における政治・経済・文化の中心として機能した。国府には、さまざまな機能を担う役所の諸施設が配置されていて、主たる施設としては、

国庁(政庁)・国司が儀礼・饗宴・政務を行う中枢施設

曹司・・・行政実務を行う官舎やそれに伴う施設群

国司館・・・都から派遣された国司の生活の場

がある。

伊賀国庁跡の発掘調査では、国庁の実態が明らかにされ、曹司の一部も検出されている。国司館の遺構については明らかになっていないが、未調査の箇所も多く、国庁周辺地区には建物群の広がりが見られることから、今後の調査により新たな知見が得られる可能性がある。このように、当遺跡は、国府としての機能を有する遺構が残存する極めて重要な遺跡である。こういった貴重な文化財を適切に保護し次世代へ引き継ぐため、伊賀市では史跡指定地の公有化を進め、史跡の保存管理や現状変更の取扱基準などを定めた「史跡伊賀国庁跡保存管理計画書」を2010（平成22）～2011（平成23）年度に策定した。

今回策定する保存整備活用基本計画では、保存管理計画書で示された保存管理の基本方針や整備活用の方向性、管理運営の方針等を踏まえた上で、史跡を確実に保護・継承しつつ、史跡の価値を顕在化し、永く市民に親しまれる史跡公園として整備活用する指針を示すとともに、基本的な整備内容や手法等についても提示する。

### 第2節 基本計画策定の経過

伊賀国府跡範囲確認調査は、圃場整備事業に伴い1988（昭和63）年から実施された。当時、有力な国府比定地は柘植川南岸の沖積平野であったが、そこでの発掘調査では奈良・平安期の遺構は認められず、発掘調査の進展に伴い、柘植川北岸の坂之下字国町を中心とした地域において、当該期の大型掘立柱建物、掘立柱塀、溝などの遺構が検出された。また、「國厨」墨書土器の出土や「こくっちょ」地名の伝承なども残ることから、国町付近が伊賀国府の中枢部にあたる国庁跡であると考えられるようになった。

1993（平成5）年までの調査の結果、伊賀国庁の主要な施設の配置関係がほぼ判明し、遺構の残存状況も良好であり、奈良時代末から平安時代後半までの変遷が追える貴重な遺跡として高い評価を得た。しかし、圃場整備や地目変更規制等の関係により、史跡指定の機運は熟さず、協議は一時中断となった。

その後、2007（平成19）年度に、史跡指定に向けて伊賀市教育委員会が地元協議を再開し、地権者の同意を得て、伊賀国庁跡は2009（平成21）年7月23日付けで国史跡となった。

表 1 計画策定までの流れ

年 度	内 容
1987年度 (昭和62年度)	地元有志者と県教育委員会が、上野北部地区の県営圃場整備事業に際しては、事前に発掘調査を実施し、圃場整備事業と文化財の保存と調和を図ることを確認。
1988年度 (昭和63年度)	県教育委員会が柘植川南岸の印代・西条地区を中心に、範囲確認調査を実施したが、顕著な遺構は検出されず。
1989年度 (平成元年度)	県埋蔵文化財センターが柘植川南岸の一之宮・千歳地区及び柘植川北岸の国町地区を中心に、範囲確認調査を実施し、国町地区で大型の柱穴を検出する。
1990年度 (平成2年度)	県埋蔵文化財センターが柘植川北岸の国町地区等の範囲確認調査を実施し、国町地区で大型掘立柱建物等を検出する。
1991年度 (平成3年度)	県埋蔵文化財センターが柘植川北岸の国町地区等の範囲確認調査を実施。伊賀国庁確認調査指導員会議によって、坂之下・国町地区に国庁跡が存在したことが正式に確認される。
1992年度 (平成4年度)	県埋蔵文化財センターが柘植川北岸の外山地区を調査。
1993年度 (平成5年度)	県埋蔵文化財センターが柘植川北岸の国町地区を調査し、政庁の範囲等を確認。県埋蔵文化財センター所長から、今後の保護・取扱いに関する確認文書が出される。
1994年度 (平成6年度)	文化庁から県に、伊賀国庁跡を国史跡に指定する意向が伝えられる。 上野市教育委員会が史跡指定に向けて、関係機関や地元との協議を実施。
(協議、一時中断)	
2003年度 (平成15年度)	土地改良区と協議再開。
2007年度 (平成19年度)	指定に向けての地元協議再開。
2008年度 (平成20年度)	指定に向けての地権者の同意を得る。 伊賀国庁跡の史跡指定意見具申書の提出。
2009年度 (平成21年度)	伊賀国庁跡を国史跡とする文化審議会の答申が文部科学大臣に提出される。 伊賀国庁跡が国史跡として官報告示される。
2010年度 (平成22年度)	指定地の公有化開始。 指定地の現状把握のための地形測量実施。 伊賀国庁跡保存管理計画策定委員会設置。
2011年度 (平成23年度)	史跡伊賀国庁跡保存管理計画の策定。

2010（平成 22）年度からは史跡指定地の公有化を開始し、併せて指定地の現状把握のための地形測量を実施した。それとともに、史跡を適切に保存管理し活用するため、史跡伊賀国庁跡保存管理計画策定委員会を設置した。2011（平成 23）年度末には保存管理の方針や現状変更の取扱基準などを定めた『史跡伊賀国庁跡保存管理計画書』を策定した。

その後、史跡指定地を広域に公有化する目処がたったことから、2010（平成 22）年度から公有化事業に着手し、2015（平成 27）年度までに水田 15 筆（計 25,002 m<sup>2</sup>）の公有化事業を完了した。

また、史跡伊賀国庁跡の保存・活用に向けて、基本的な整備内容や手法、活用のあり方等を検討するため、2014（平成 26）年度に史跡伊賀国庁跡保存整備計画検討委員会を設置した。委員会の構成と委員会経過は以下の通りである。

**【伊賀国庁跡保存整備計画検討委員会】**（2016（平成 28）年 2 月 1 日現在）

委員名	分野	所属・勤務先等
山中敏史（委員長）	学識経験者（考古学）	奈良文化財研究所名誉研究員
西森平之（副委員長）	地元代表	伊賀市文化財保護審議会委員
坂井秀弥	学識経験者（考古学）	奈良大学教授
寺崎保広	学識経験者（文献史学）	奈良大学教授
栗野隆	学識経験者（遺跡整備）	東京農業大学准教授
上出通雄	地元代表	府中地区住民自治協議会
田中栄一	地元代表	坂之下区代表
中井将胤	（オブザーバー）	文化庁文化財部記念物課文化財調査官
川部浩司	（オブザーバー）	三重県教育委員会社会教育・文化財保護課
野口俊史	（事務局）	伊賀市教育委員会 教育長
伊室春利	（事務局）	伊賀市教育委員会 教育次長
狩野守正	（事務局）	伊賀市教育委員会 文化財課課長
福田典明	（事務局）	伊賀市教育委員会 文化財課副参事
福島伸孝	（事務局）	伊賀市教育委員会 文化財課主査
柳生健治	（コンサルタント）	株式会社イビソク
鈴木香枝	（コンサルタント）	株式会社イビソク

### 【委員会経過】

- 第1回委員会 2014（平成26）年10月2日（木）13時30分～
  - ・保存整備活用基本計画（案）について
- 第2回委員会 2014（平成26）年12月26日（金）13時30分～
  - ・保存整備活用基本計画（案）について
- 第3回委員会 2015（平成27）年2月25日（水）13時00分～
  - ・保存整備活用基本計画（案）について
- 第4回委員会 2015（平成27）年11月5日（水）13時15分～
  - ・整備予定地の視察・検討、保存整備活用基本計画（案）について
- 第5回委員会 2016（平成28）年2月8日（月）13時00分～
  - ・保存整備活用基本計画（案）について

### 【パブリックコメント】

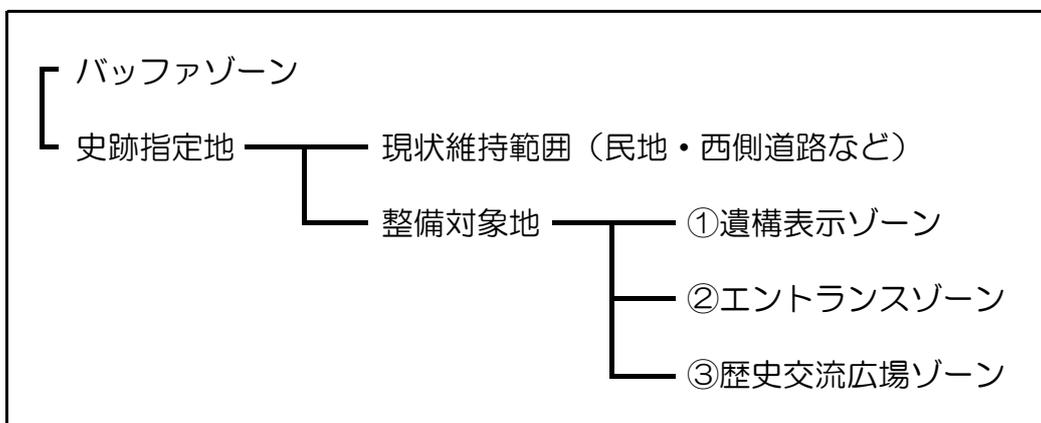
2015（平成27）年7月21日（火）から8月21日（金）まで実施

### 第3節 基本計画策定の対象範囲

この保存整備活用基本計画においては、史跡指定地全域を整備対象地域とする。そして、まず本基本計画において、具体的な整備を実施する対象地は、史跡の保護、活用を考慮して公有化した26,006.22㎡の範囲とする（第1図）が、北寄りの居住域および畑地についても長期的な計画において整備を図る区域と位置づける。また、史跡指定地に加え、史跡地を取り囲む環境・景観保全地域についても、史跡の価値を高め有効活用するのに欠かせないバッファゾーンとして本計画の対象範囲とする（第2図）。この史跡周辺地域については、柘植川北岸の段丘上に位置し、背後に山稜、周囲には田園風景が広がっており、史跡のバッファゾーンとして史跡と調和した良好な景観を保全できるよう協力を求める。

このほか、御墓山古墳をはじめとする周辺の遺跡や、伊賀国分寺跡、文化財施設等とのネットワーク化を図り、それらと一体となった本史跡の利活用を促進することが必要であり、そうした関連遺跡や文化施設等も視野に入れて検討する。

#### ※ 計画策定の対象範囲





## 第2章 史跡伊賀国庁跡を取り巻く環境

### 第1節 伊賀市の位置と自然環境

史跡伊賀国庁跡の所在する伊賀市は、三重県北西部に位置し、北は滋賀県甲賀市、東は亀山市・津市、南は津市・名張市、西は奈良県奈良市・山辺郡山添村、京都府相楽郡南山城村に接する。市域は奈良・京都・大阪・名古屋の都市部から100km圏内にあり、名古屋市中心部よりも関西圏の中心部に近い。

伊賀市の総面積は55,817haで、東西約30km、南北約40kmと、やや南北に長い市域を有している。市域は上野盆地と言われるように、周囲を山地に囲まれた地形となっている。北に信楽山地、東に鈴鹿山脈・布引山地、南に室生山地、西に大和高原が広がっている。盆地においては山地部より派生した低丘陵・台地が見られ、その間をぬうように主要河川である木津川・服部川・柘植川が北流、西流して、河川両岸に沖積地が広がっている。伊賀国庁跡は、木津川支流の柘植川右岸の段丘上に立地する。

伊賀市の気候は、盆地に位置していることから、寒暖の差が大きい典型的な内陸性気候となっている。また、県内では年間を通して比較的降水量が少ない地域となっている。



第3図 広域位置図(国土地理院50万分1地方図 中部近畿より作成)

## 第2節 歴史的環境

### ① 伊賀市の歴史的環境

伊賀の歴史は旧石器時代にさかのぼり、石器を使用した人々の痕跡が比土で確認されている。縄文時代については、市部（森脇遺跡）や外山（追越遺跡）などで竪穴建物や土器が検出されており、服部町（小芝遺跡）や才良（才良遺跡）などで弥生時代の集落の痕跡が確認されている。古墳時代には、上野地域や大山田地域・青山地域といった主要河川の中流域を望む丘陵地を中心に、御墓山古墳や石山古墳などの大型前方後円墳が築造された。古墳時代中期の比土（城之越遺跡）では、水辺の祭祀の遺構が確認されている。

7世紀には三田・才良・鳳凰寺に古代寺院が建立され、『扶桑略記』によれば680（天武9）年に伊賀国が成立したとされる。8世紀後半になると西明寺に伊賀国分寺・国分尼寺（長楽山廃寺）が設置され、8世紀末には坂之下に伊賀国庁が設置された。この坂之下の発掘調査では、8世紀末より遡る官衙遺構は検出されていないことから、8世紀後半以前の国庁は別の地にあり、坂之下の地に移転してきたものと思われる。伊賀国庁は、11世紀中頃には廃絶したと考えられる。

中世の伊賀国には「伊賀惣国一揆」とも称される中・小領主の連合体が存在し、多くの城館が造営された。1581（天正9）年、織田信長の伊賀攻め、1585（天正13）年、筒井定次の伊賀入国、1608（慶長13）年、藤堂高虎の伊賀入国などを経て、江戸時代には伊賀国一帯は津藩領となった。

1871（明治4）年、旧伊賀国は廃藩置県によって津県の管轄となり、翌年には三重県が成立した。1889（明治22）年の市町村制施行後、幾度かの合併を経て、2004（平成16）年11月1日に、上野市・伊賀町・阿山町・大山田村・島ヶ原村・青山町の1市3町2村が合併して、現在の伊賀市となった。

### ② 伊賀市の文化財

2015（平成27）年8月1日現在、伊賀市は指定・登録・選択文化財あわせて483件を有しており、埋蔵文化財包蔵地も2,700ヶ所を数える。

**表2 伊賀市内指定・登録文化財件数一覧**

	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡	歴史資料	考古資料	有形	無形	名勝及び史跡	史跡及び名勝	史跡	天然記念物	計
								民俗文化財						
国指定	8	2	18		2		1		1	1		7	3	43
県指定	13	10	32	11	10	2	6	3	5		1	12	6	111
市指定	40	12	57	27	41	11	17	14	9			30	24	282
計	61	24	107	38	53	13	24	17	15	1	1	49	33	436
国選択									1					1
国登録	44													44
市登録												2		2
合計	105	24	107	38	53	13	24	17	16	1	1	51	33	483

※国選択とは、「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」を指す。

### ③伊賀国の歴史

三重県は律令制下の国名でいうと主に伊勢、志摩、伊賀の三国から成る。伊賀国は、三重県の北西部（現伊賀市、名張市）に位置し、680（天武9）年に伊勢国から分離したとされている。阿拝、山田、伊賀、名張の四郡からなり、『倭名類聚抄』には、伊賀国府は阿拝郡（柘植、川合、印代、服部、三田、新居の六郷）に所在したと記されている。

伊賀国は、伊賀市北端部に位置する上野盆地を中心に発展してきた。木津川、服部川、柘植川の合流するところで、古代から交通の要衝として栄えた地域である。特に盆地北部は、柘植川が西に流れて木津川と合流し、この河川沿いには奈良時代に東海道が新設されており、加太越で東海へ向かう幹線道沿いの地域であった。

上野盆地北東部の、柘植川と河合川とが分流する辺りは、古墳群が密集する地域の一つである。柘植川左岸には伊賀地方最大規模の御墓山古墳が所在するが、むしろ右岸の山稜上に、外山・鷺棚古墳群をはじめとする大型古墳群が密集している。古墳時代末には丘陵裾に勘定塚古墳といった巨石を有する横穴式石室墳が築造され、古墳時代を通じて有力な集団の存在がうかがえる。

この状況は飛鳥時代にも引き継がれ、外山大坪遺跡、そして追越遺跡での発掘調査の結果からも、外山周辺には国府成立前の集落の存在が明らかになりつつある。

『日本書紀』の壬申の乱の記載では、大海人皇子が吉野から挙兵する際、名張から伊賀郡家（神戸・下郡付近）、柘植を通り東国に入っている。飛鳥に都が置かれていた頃、この道筋が東国への主要な街道に当たっていたと考えられる。平城京に遷都すると、711（和銅4）年に伊賀国阿閉郡新家駅が新設され、駅路も変わる。現在の木津川沿いの関西本線のルートで、伊賀国を通過し、東の加太越で伊勢・東国へと向かう。8世紀末、平安京に遷都すると東海道は近江国経由に代わり、更に886（仁和2）年には鈴鹿越えの東海道（阿須街道）、現国道1号線にあたるルートへと移っていく。名張から東の伊勢へと向かう道は、平安時代に斎王が都に帰京する、斎王退下の道として知られている。

大和から伊賀を通過して伊勢に抜ける道筋には、南から白鳳時代の才良廃寺、伊賀郡家に比定される下郡遺跡などがあり、伊賀国庁の南5kmには伊賀国分寺跡（国分僧寺）と長楽山廃寺跡（国分尼寺）が位置し、このルートが伊賀国内の主要な交通路であったことを示している。なお、国分寺の北方には坂之下・国町地区が存在することから、国分寺と国庁の位置関係は有機的なつながりを持っていたと考えられる。

式内社は、伊賀国一宮の敢国神社、二宮である小宮神社、三宮である波多岐神社などが国庁周辺に見られる。

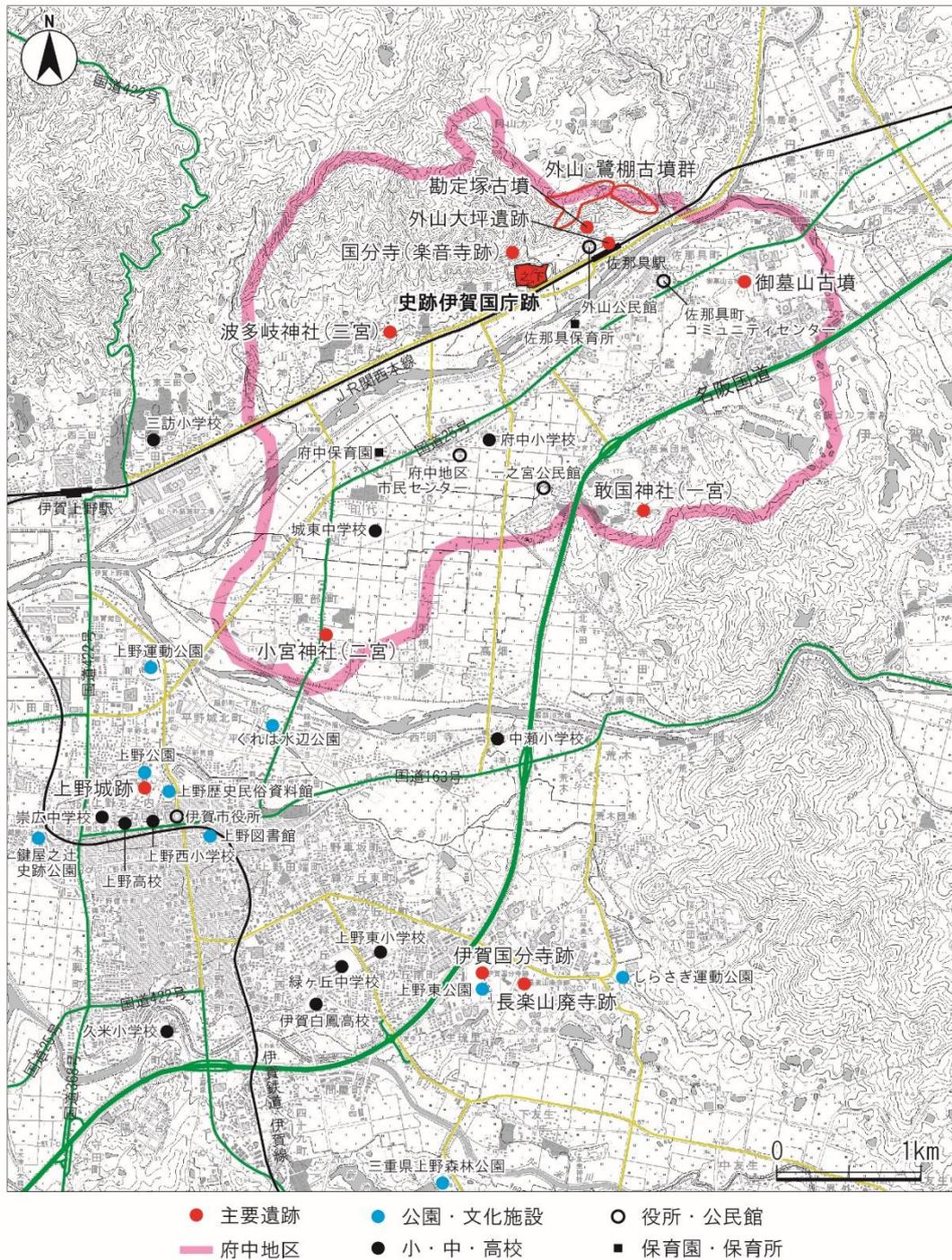
国庁廃絶後の注目すべき遺跡に楽音寺跡がある。この寺は、国庁の北西に位置する標高250mほどの山地に立地する、いわゆる山岳寺院で、低地部との比高差は100mほどである。楽音寺跡には、山地の中腹の平坦地に「国分寺」と称する一堂が残り、堂の入口にかかる額には「医王殿」とある。山上付近を中心に、平坦地面が認められ、経塚等の存在も知られている。

楽音寺の名は、『三国地志』所載の「伊賀国楽音寺縁起」や地元保有の「伊賀国



第4図 伊賀国に関わる主要遺跡の分布(国土地理院 標準地図 20万分の1より作成)

楽音寺住僧等言上状写本」などにみえ、当地に薬師堂を建立したことに始まるとされる。中近世を通じて存在した寺院であったようである。また、『三国地志』によれば、伊賀国分寺退転の後、「国府の薬師」と呼ばれていた楽音寺が、1722（享保7）年に公裁を経て国分寺の称号を得たとあり、現在残る「国分寺」の名は、これに由来する。



第5図 府中地区周辺の主要遺跡(歴史的資産等含む)および施設分布図

#### ④府中地区の概要

伊賀国庁跡が所在する坂之下地区は、旧府中村に属する。府中村とは、その名の示す通り国府が所在したとされる地域である。1889（明治 22）年の市町村制の施行で、外山村・佐那具村・千歳村・一ノ宮村・印代村・服部村・山神村・土橋村・西条村・東条村・坂之下村の区域をもって阿拝郡府中村が発足した。府中村は、1950（昭和 25）年に旧上野市に編入され廃止となったが、「府中地区」としての区分が現在も残っている。

### 第 3 節 社会環境

#### ①交通

伊賀市の幹線道路は、市域を南西から北東に横断する名阪国道が道路交通の大動脈となっていて、西名阪道、東名阪道を介して大阪・名古屋の大都市圏とつながっている。また、市北部の国道 25 号、国道 163 号は、市中央部で交差して東西に抜けていき、市南部の国道 165 号は奈良県宇陀方面から三重県津・伊勢方面に通じている。一方、国道 368 号と国道 422 号が名阪国道等と交差してつながり、南北方向の人や物流の動脈となっている。

鉄道交通は、北部に J R 関西本線が、南部に近鉄大阪線が走っていて、J R 伊賀上野駅と近鉄伊賀神戸駅を伊賀鉄道伊賀線が結び、J R 柘植駅からは草津線が分岐していて、滋賀・京都方面と結んでいる。

坂之下地区への交通アクセスとしては、自動車の場合は名阪国道・伊賀一之宮インターチェンジを降りて、国道 25 号を經由して北進するルートがある。電車の場合は J R 関西本線の佐那具駅が最寄り駅となる。広域アクセスは比較的良好だが、当地区内での受け皿となる駐車場や情報発信拠点の整備などが課題となっている。

#### ②産業

伊賀市の産業別人口は、農林業を主体とする第一次産業が 7%、製造業・建設業を主体とする第二次産業が 41%、サービス業・卸小売業を主体とする第三次産業が 52% 程度の比率となっている。第一次産業、第二次産業の比率がともに減少し、第三次産業の従事者が増える傾向にある。

#### ③観光

伊賀市は、大阪・名古屋の都市圏から比較的近距离で、両者の中間にあたる位置にあり、道路網や鉄道網の整備によって広域交通ネットワークの利便性が高い地域となっている。四方を緑豊かな山々に囲まれ、布引山地一帯、青山高原、白藤の滝、岩倉峡、馬野溪谷など、四季を彩る自然資源に恵まれている。また、先人から受け継いだ歴史や文化が豊かで、藤堂高虎が築いた城下町、都や伊勢を結ぶ大和・伊賀・初瀬の三街道、松尾芭蕉生誕の地、伊賀流忍者の里など人文資源も豊富にある。加えて、上野天神祭や上野城薪能をはじめ、伝統的な祭事や芸能が市内各地で継承されており、地域の自然や農業、生活文化に因んだ祭りやイベントも市内各地で開かれている。

## 第4節 関連法規と計画

### ①史跡伊賀国庁跡及びその周辺に係る関連法規

現在、史跡指定地及び周辺地域には、以下のように文化財保護法等の規制がかかっている。

**表3 関連法規一覧**

関連法規	対象地域	指定の概要	担当窓口
文化財保護法	史跡伊賀国庁跡	国史跡に指定され、現状変更等の行為を制限することにより遺跡が保護されている。	伊賀市教育委員会 文化財課
	周知の埋蔵文化財包蔵地（伊賀国府跡など）	包蔵地内で土木工事を実施する場合には、届出又は通知義務がある。	
砂防法	史跡指定地の山稜上（旧阿山町側）	砂防指定地域内で住宅建築や伐採、土地造成等の一定規模以上の行為を実施する場合には、県知事の許可が必要となる。	三重県伊賀建設事務所 事業推進室流域課 （総務・管理室管理課）
都市計画法	史跡指定地と周辺（旧上野市のエリア）	市街化調整区域に指定され、市街化を抑制すべき区域となっている。	伊賀市建設部 都市計画課
農業振興地域の整備に関する法律	史跡指定地の周辺	農業振興地域に指定され、圃場整備事業が実施されている。	伊賀市産業振興部 農林振興課

### ②上位計画など

伊賀国庁跡保存整備計画は、伊賀市の基本計画である『第2次伊賀市総合計画再生計画』（2014（平成26）年3月策定）の具現化するための一つの方策として位置付けられており、関連計画との整合・調整を図りながら進める必要がある。以下に関連計画の概要を記載する。

#### a. 『第2次伊賀市総合計画 再生計画』

2014～2016（平成26～平成28）年度の3年間に取り組むべき重点プロジェクト、及び分野別施策を策定したものである。「6-2. 文化活動やスポーツ活動が活発なまちづくり」の中に位置づけられている「4. 歴史や文化を守り、未来へと引き継ぐ」の施策では、「国史跡伊賀国庁跡の公有化を進めるとともに、上野城跡をはじめとする史跡を保存しつつ、その整備を進めます。」とあり、施策の方向では「貴重な文化財を次世代に引き継ぐため、文化財に対する理解を深め、保護する心を育て、文化財を通して郷土への誇りや愛情に結びつくよう、文化財の調査、保存、伝承並びに活用を努める。」としている。また、主な事業の一つとして「伊賀国庁跡公有化事業」を挙げ、「伊賀国庁跡の史跡範囲を公有化し、歴史公園の整備計画を策定して、史跡整備を行います。」という事業内容の方向性を示している。

#### b. 『伊賀市生涯学習推進大綱』

2007～2016（平成19～平成28）年度の10ヶ年を計画期間として策定され、前期と後期の各5年間を期間とする基本計画からなる。2012（平成24）年3月策定の『後期基本計画』では、アンケート調査やグループインタビュー結果から得られた課題を整理して、計画に反映させており、「4. 地域の歴史・文化・環境の保護・継承と活用」の中に含まれる「（1）歴史・文化の保護と継承の推進」では、「史跡伊賀国庁跡を含めた文化財の保存整備事業を計画的かつ効果的に実施します。」としている。

c. 『伊賀市景観計画』

2008（平成20）年12月策定したものである。伊賀らしい景観、まちづくりを市民・事業者及び伊賀市の協働で進め、もって愛着と誇りを持てる「ふるさと伊賀」の実現に寄与することを目的とした計画である。伊賀市域全域を景観計画区域とし、景観の特性に応じて5つの「風景区域」に区分している。伊賀国庁跡周辺は「農の風景区域」となっており、大規模な建築物や工作物に対しては、田園景観に調和した意匠・形態となるよう誘導を図る点や、優れた視点場からの眺望景観について、建物の配置や規模に配慮し、その保全を図る点などを方針として挙げている。

d. 『伊賀市地域活性化計画』

2007～2016（平成19～平成28）年度の10ヶ年を計画期間として策定され、前期と後期の各5年間を期間とする推進計画からなる。2012（平成24）年3月策定の『後期推進計画』では、「基本施策④市全体の観光・体験・交流の連携システムの構築」において、持続可能性の高い地域企画型（着地型）観光をめざし、市街地における歴史的・文化的資源、農山村地域での暮らしぶりやそこで培われてきた農林業など、その地域にしかない豊かな資源等を活かしながら体験・交流・学習を柱とした観光振興を図るとしている。

e. 『伊賀市観光振興ビジョン』

近年の少子高齢化、情報化、国際化、自然環境への関心など社会・生活環境の変化に対応した、伊賀市の観光振興の将来像を示すものとして2012（平成24）年3月に策定された。観光振興ビジョンの目的は、伊賀の各地域に分散する多彩な「輝き」をつなぎ、互いに関連し合い、みんなで支え合う「伊賀の観光スタイル」を提示することである。重点的かつ優先的に取り組むべき施策として、“産業”、“歴史・文化”、“自然と健康”、“農林業と食”など、豊かな地域資源を活用したテーマ性の高い観光スタイルの提供や、市内に分散する多様な資源を結び回遊するミニ観光圏の創造などを挙げている。

### 第3章 史跡伊賀国庁跡の概要

#### 第1節 調査の経緯

伊賀国府跡範囲確認調査は、1988（昭和 63）年の圃場整備事業に伴い開始された。1988（昭和 63）年度に、柘植川南岸の印代・西条地区を中心に約 5,000 m<sup>2</sup>の範囲で確認調査を実施し、1989（平成元）年度には、柘植川南岸の一之宮・千歳地区及び柘植川北岸の国町地区を中心に、約 3,000 m<sup>2</sup>の範囲で確認調査を行った。1990（平成 2）年度には、柘植川北岸の国町地区等の確認調査を約 3,000 m<sup>2</sup>の範囲で実施し、大型掘立柱建物等を検出した。1991（平成 3）年度も柘植川北岸の国町地区等の約 3,000 m<sup>2</sup>の範囲で確認調査を実施し、坂之下・国町地区に国庁跡が存在したことを確認した。1992（平成 4）年度には、柘植川北岸の外山地区で約 500 m<sup>2</sup>調査を実施し、1993（平成 5）年度には、国町地区で約 1,800 m<sup>2</sup>を調査し、国庁の範囲等を確認した。調査後は、すべての調査区で遺構を完全に保護した上で埋め戻した。

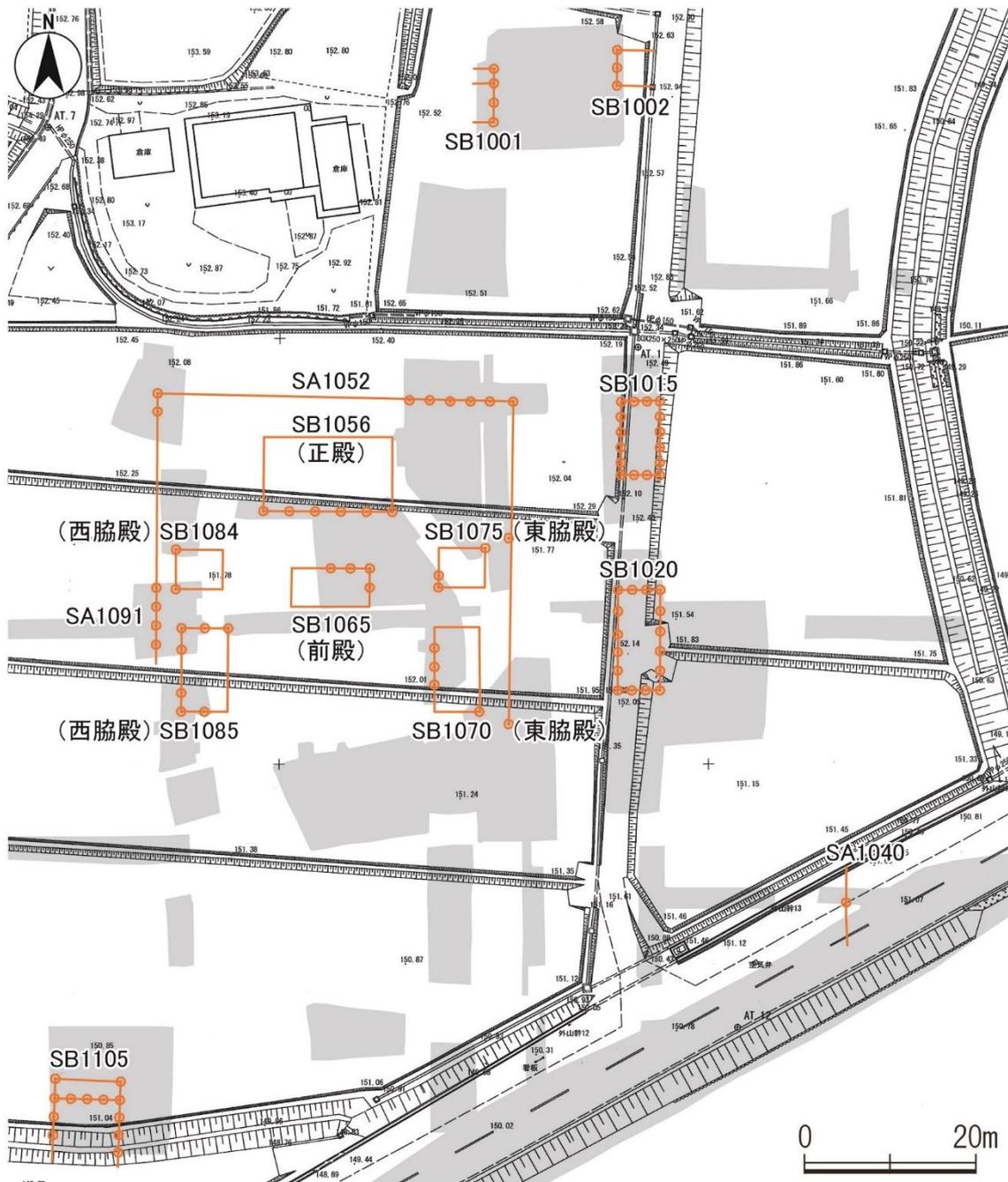
#### 第2節 遺構・遺物の概要

前述したように、国の地方統治拠点である国府には、国司が儀礼・饗宴・政務を行う中枢施設である国庁、行政実務を担う曹司、中央派遣官である国司の生活の場である国司館などの諸施設があった。このうち、史跡伊賀国庁跡では国庁とその周辺の曹司の一部が確認されている。伊賀国庁は掘立柱塀及び溝によって区画された40m強四方の小規模な国庁域を伴うものであり、正殿・前殿・脇殿といった中心建物には、8世紀末から11世紀中頃にかけて4度の大きな変遷（以下、国庁1～4期）があったとされている。国庁の周囲の曹司の建物は、いずれも掘立柱建物で、やはり数期の変遷がみられる。各遺構については、発掘調査報告書（三重県埋蔵文化財センター 1992、2003）などに詳しく記載されているため、ここではそれに従って、主に国庁域の施設の変遷について概要を述べる。

①伊賀国庁の構造と変遷

【国庁1期】（8世紀末～9世紀前半）

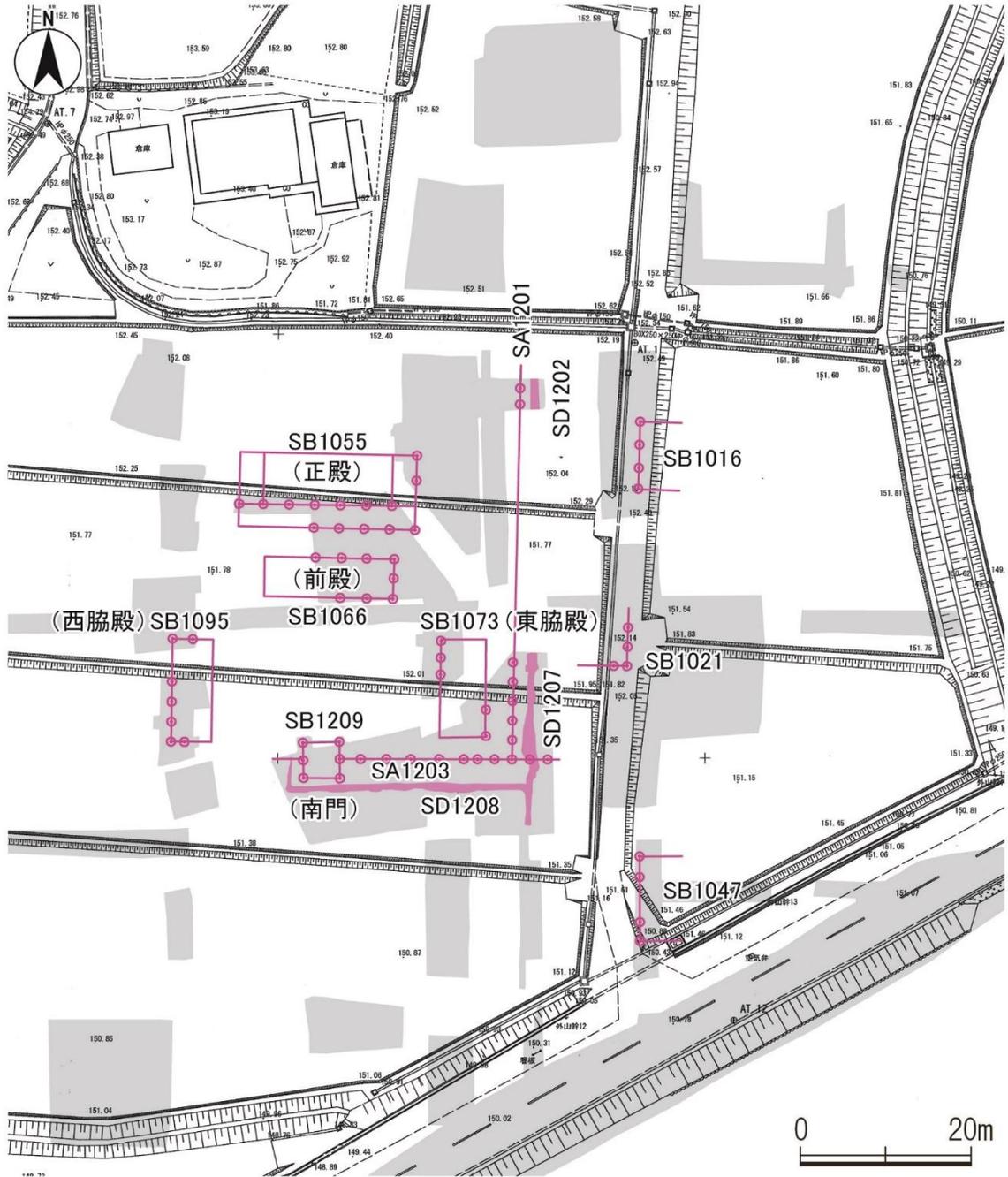
国庁域は外周を掘立柱塀で画されており、東西140尺（約41.4m）、南北は同程度もしくは150尺程度と推定される。その中に正殿、前殿とその左右の脇殿が配されている。建物方向はほぼ真北を向く。国庁域の東側・北側などでも、曹司の施設とみられる掘立柱建物（SB1015、1020、1001、1002、1105）が検出された。



第6図 国庁1期遺構配置図

【国庁2期】（9世紀前半～10世紀前半）

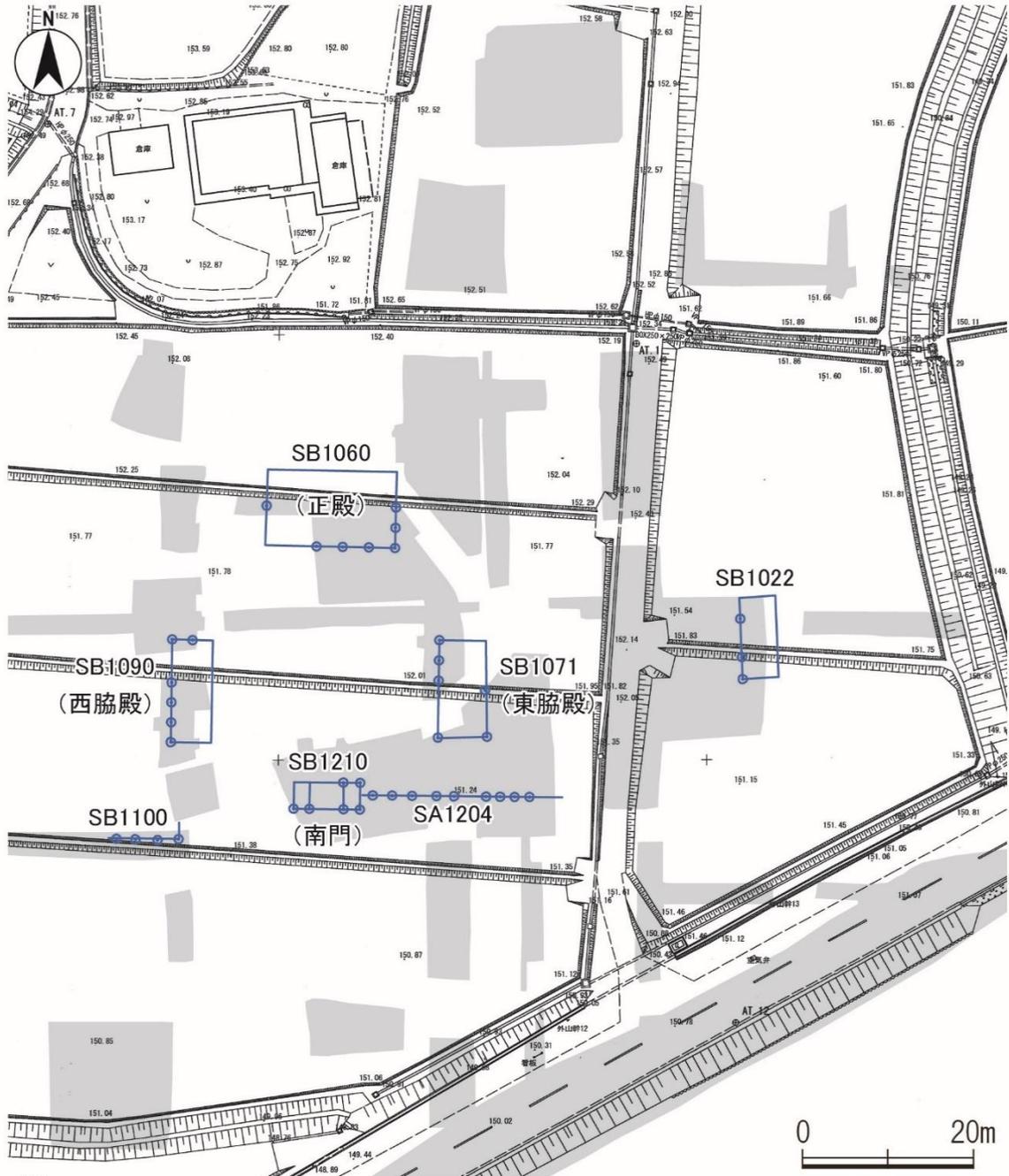
国庁域は、1期と同程度の規模で、外周は掘立柱塀で区画され、南及び東辺の掘立柱塀の外側には区画溝が掘られている。南辺中央に四脚門が設けられる。正殿・前殿は1期とほぼ同じ位置に建てられるが、前殿の規模は拡大している。一方、脇殿はその位置が南にずれ、大型の南北棟掘立柱建物が、東西各1棟建てられる。建物方向は1期と同様にほぼ真北を向く。



第7図 国庁2期遺構配置図

【国庁3期】（10世紀前半～10世紀後半）

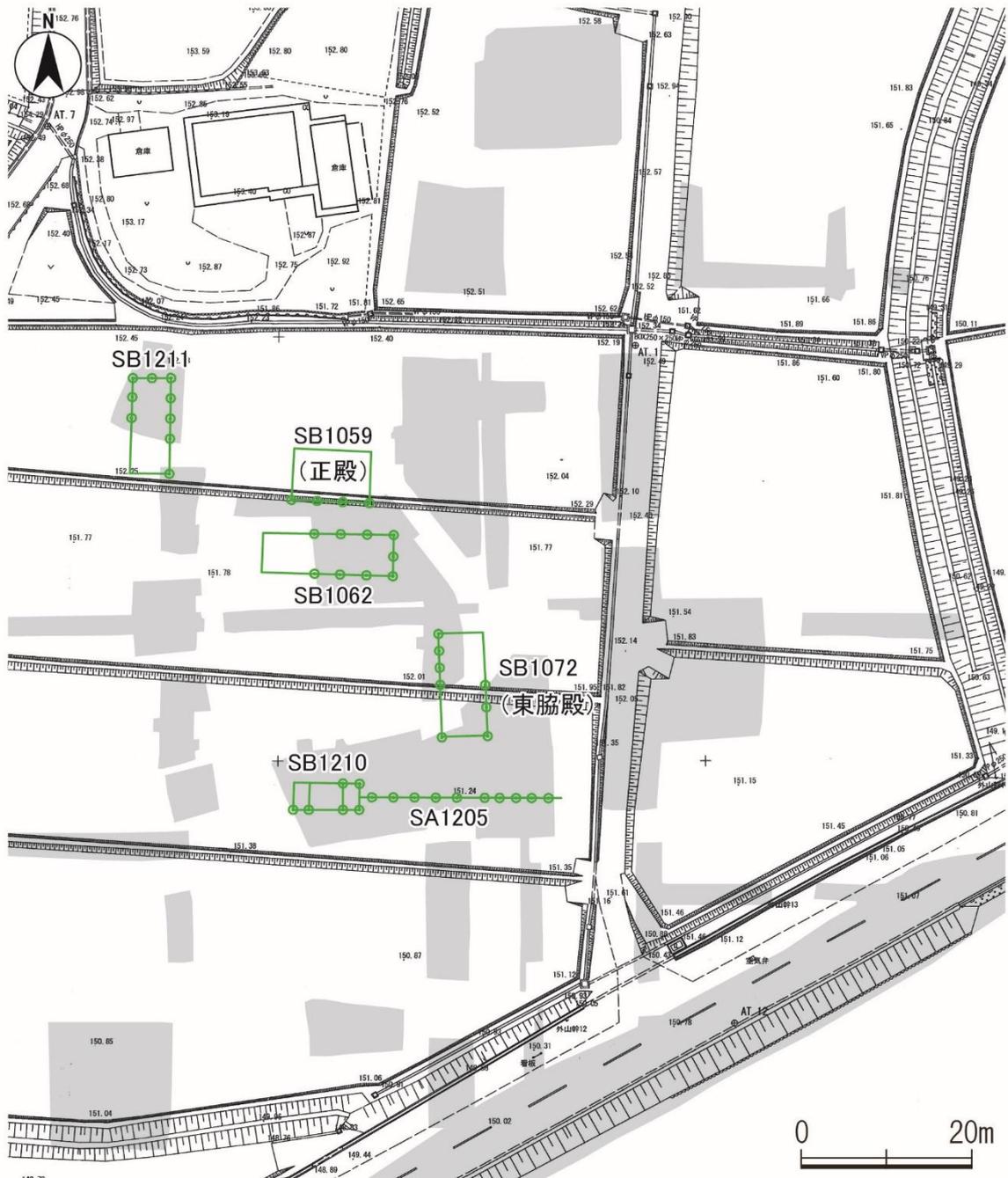
国庁の主要建物が、掘立柱建物から礎石建物に建て替えられる時期である。正殿は2期とほぼ同じ位置で、5間×3間とその規模を縮小し建て替えられるが、前殿は消失する。脇殿は2期と同一の場所で、先行する掘立柱建物の柱を切り取って、そこに礎石を据え付け、5間×2間の規模で建て替える。南辺の掘立柱塀は、やや南に位置を変え、掘立柱の八脚門が取り付け。



第8図 国庁3期遺構配置図

【国庁4期】（10世紀後半～11世紀中頃）

国庁の衰退期と考えられる時期で、掘立柱建物で構成される。3期まで正殿が位置した箇所には3間×2間の小ぶりの掘立柱建物が建てられ、その前方にも3間以上×2間の東西棟建物が配されている。脇殿は東側のみで5間×2間の建物が検出されているが、正殿の方位とは一致しない。南門とその東に取り付く掘立柱塀も検出されているが、他辺を区画する掘立柱塀は検出されていない。



第9図 国庁4期遺構配置図

## ②出土遺物

伊賀国庁跡の発掘調査では、供膳具を主とした土器が数多く出土している。その中で主体を占めるのは土師器で、8割以上を占める。黒色土器・須恵器が次いで多い。緑釉陶器・灰釉陶器も出土しているが比率としては少ない。瓦はほとんど出土せず、主要建物が掘立柱建物から礎石建物に変わっても、瓦葺きの屋根にはならなかったことを物語っている。他の注目される遺物としては、「國厨」「目口」「口寺」「姉」「泉」と判読できる墨書土器や馬歯があり、指定地西側の前田地区で出土した八稜鏡の破片は、極めて稀有な遺物である。



「國厨」墨書土器



八稜鏡



出土遺物集合写真

## 第4章 指定地の状況

### 第1節 指定状況

伊賀国庁跡の史跡指定状況は以下の通りである。

名称：伊賀国庁跡

所在地：三重県伊賀市坂之下

指定年月日：平成21年7月23日

告示番号：文部科学省告示第113号

指定基準：二．国郡庁跡

管理団体指定：伊賀市（平成21年9月16日）

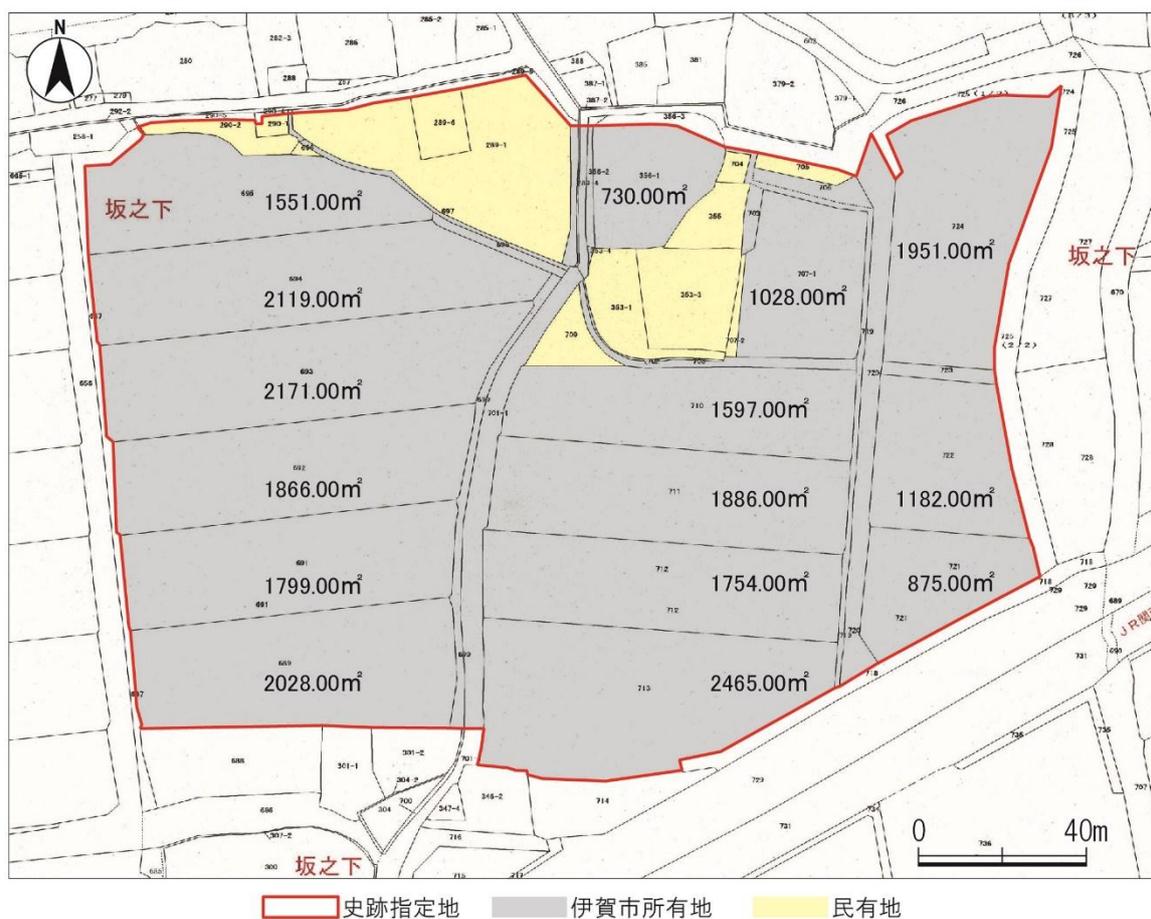
指定解説：木津川の支流、柘植川右岸の段丘上に位置する古代伊賀国府の国庁跡。国府の所在地については、柘植川対岸の沖積地が推定されていたが、三重県埋蔵文化財センターと上野市教育委員会による発掘調査で判明した。遺構については1期から4期の変遷があり、東西約41m、南北も同程度の掘立柱塀で区画された政庁域の中に、正殿・前殿・脇殿等が配される。主要建物は当初は掘立柱建物であるが、3期にあたる10世紀前半から後半にかけて礎石立建物に建て替えられる。出土した墨書土器の中に「国厨」と書かれたものがあり、遺跡の所在地に「こくっちょ（国町）」と称する地名が残ることから、検出された建物群は伊賀国府の中核部分である伊賀国庁を構成するものと考えられる。このように、伊賀国庁は主要な施設の配置関係がほぼ判明し、遺構の残存状況も良好である。存続時期は8世紀末から11世紀中頃であり、下国「伊賀国」の国府中核である国庁の造営と変遷の実態を良く示すとともに、古代伊賀の政治情勢を示す上でも貴重である。

（文化庁文化財部『月刊文化財』H21.8より抜粋、要約）

## 第2節 指定地の土地利用状況

史跡指定地の面積は総計 30,586.17 m<sup>2</sup>である。2015（平成 27）年度末時点で、伊賀市の所有地は 27,335.57 m<sup>2</sup>、民有地は 3,250.60 m<sup>2</sup>となっている。

指定地内には、民家3棟、水田、畦畔、畑、水路、道路、上下水道、電柱などの施設が分布している。水田、畦畔は伊賀市の所有になっていて、草刈り等の環境整備作業を実施していて、地下遺構に影響を及ぼしてはいない。水路は地元により維持管理されており、市道国町線は市道路部局、指定地東側の道路は地元住民により維持管理がなされている。



注) 面積を表記した地番の土地について、平成22～27年度に公有化を実施した

第10図 公有化進捗状況（2016(平成28)年3月現在）

## 第5章 整備・活用の基本理念と基本方針

### 第1節 基本理念

保存管理の基本的な考え方は、2012（平成24）年3月策定の『史跡伊賀国庁跡保存管理計画書』で以下のように定められている。

- ◇伊賀市総合計画をはじめ、文化財保護の理念を示した基本施策に即し、伊賀国庁跡の保存・継承を図る。
- ◇現在の居住者、農地所有者、耕作者との調整を図りつつ、遺跡を確実に保存管理する。
- ◇史跡は周辺環境が守られてこそ活かされるものであるため、景観を含めた一体的な保全の方策を検討する。
- ◇伊賀国庁跡は地域の貴重な財産であるとの認識を深め、地域住民に史跡を誇りにして愛し守り育んでもらうため、史跡の保存管理は可能な限り地域住民とともに進める。
- ◇小・中学校、住民自治協議会等との積極的な連携を図る。
- ◇遺構を確実に保存することを前提にしつつ、歴史的な環境の保全、往事の姿の保存・継承に努める。
- ◇学校教育や生涯学習の場として活用されることを目指す。
- ◇周辺環境との調和を図るとともに、史跡の価値が誰にもわかりやすく理解でき、実感できるよう心がける。

### 第2節 基本方針

第2次伊賀市総合計画の中では、「貴重な文化財を次世代に引き継ぐため、・・・(中略)・・・調査、保存、伝承並びに活用に努める」と示された施策の方向により実施する事業の一つとして、伊賀国庁跡の史跡整備をあげている。こうした計画に基づき、古代伊賀国の中心地である伊賀国庁跡というコンセプトを踏まえ、保存整備活用事業を実施していく。また、史跡周辺については、保存管理計画でも述べているように、山林、集落、田畑といった農村景観と史跡との調和を目指し景観保全を図っていく必要がある。また、府中地区には、第5図に示したように、御墓山古墳、伊賀国庁跡、一宮、二宮、三宮などの遺跡や歴史的遺産が分布しており、当地域は古代には中心的な位置を占めていたことが分かる。史跡整備にあたっては、府中地区のこれらの遺跡などをネットワーク化し、伊賀国庁成立の歴史的背景や古代伊賀国の政治的、文化的、経済的な様相を学べるような取り組みも考える必要がある。

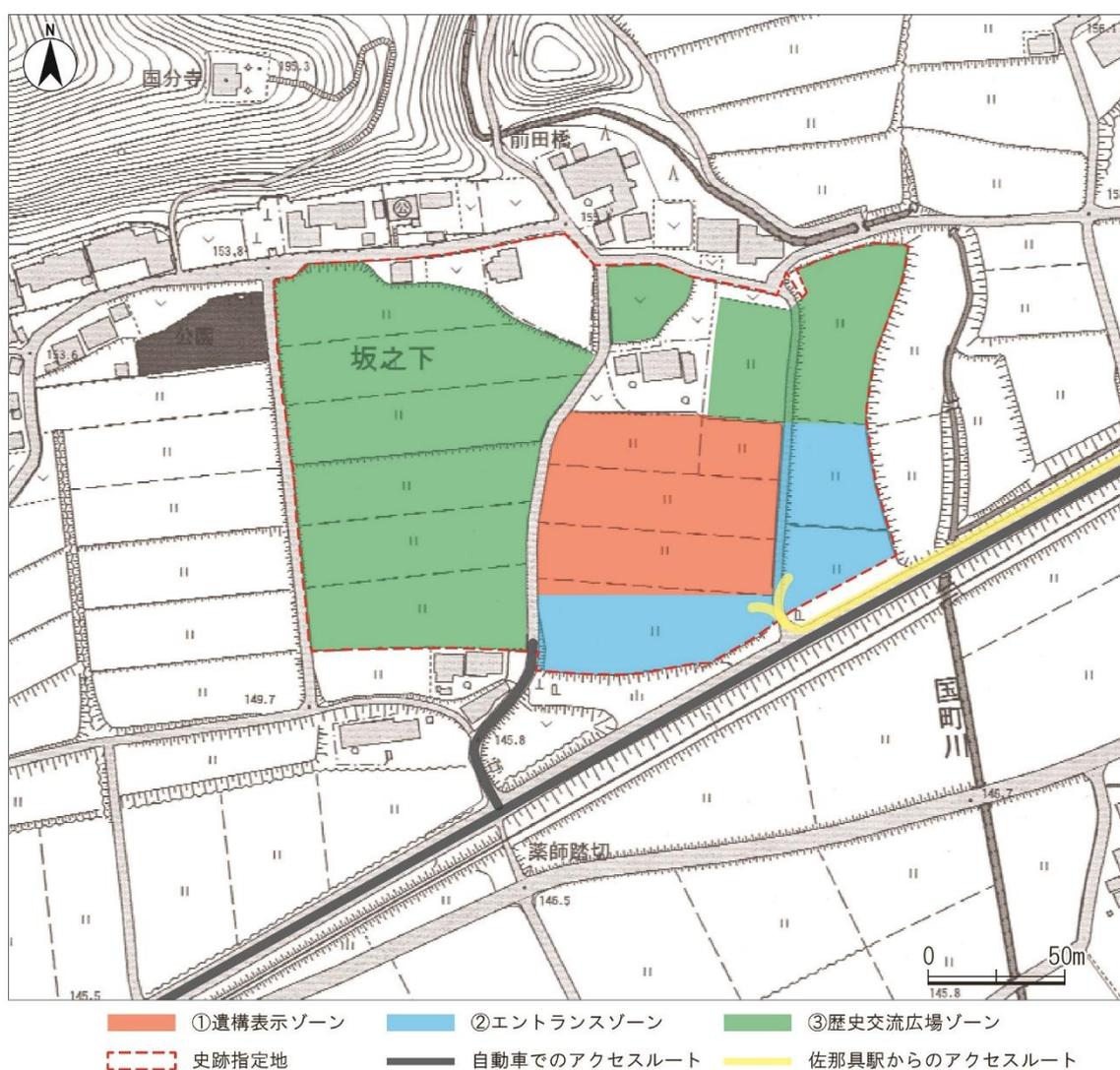
これらを踏まえ、伊賀国庁跡の整備における基本方針を次のように設定する。

- ① 地下遺構の保護を優先。
- ② 地域住民の憩いの場となるような史跡公園整備。
- ③ 一般の人にも分かりやすい遺構表示。
- ④ 幅広い年齢層に対応した史跡公園整備。
- ⑤ 周辺集落や農村風景と調和した史跡公園整備。
- ⑥ 府中地区の関連遺跡などとのネットワーク化を図った整備。

## 第6章 整備基本計画

### 第1節 史跡整備のゾーン区分とゾーン別整備計画

本計画の対象範囲は、第2図に示したように、バッファゾーンと史跡指定地の2つの地区に大きく分ける。さらに史跡指定地は、遺構表示などを実施する整備対象地（第1図）と、民家のある区域に分ける。民家のある区域は、将来において整備を検討する長期的整備対象地とし、当面は現状保存を図る区域とする。遺構表示や修景などを行う予定の整備対象地については、来訪者の動線や整備目的に合わせて、以下のようにゾーン区分する。



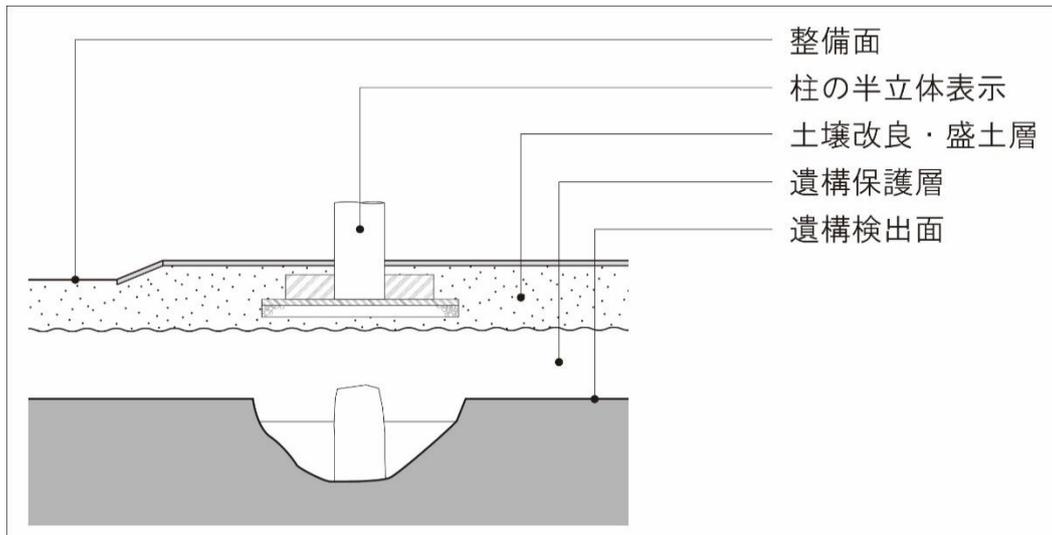
第11図 史跡整備ゾーン区分図（三重県自治会館組合作成図を基に作成）

### ①遺構表示ゾーン

正殿、前殿、東西脇殿、南門、掘立柱塀、区画溝など、国庁の中核施設について、「国庁2期」を整備対象時期として遺構表示を行う。

◇発掘調査で検出された掘立柱建物、掘立柱塀などの遺構から復元できる柱を、半立体表示する。

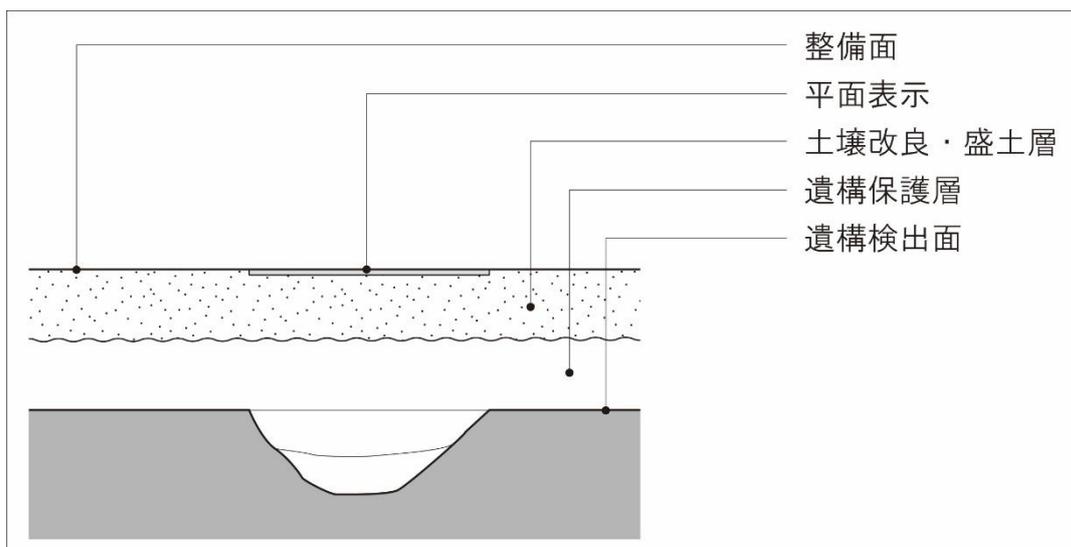
- ・遺構の上部に円柱状の工作物を設置し、柱を半立体表示する。
- ・設置する工作物については、耐久性を加味して素材を選定する必要がある。



第 12 図 柱半立体表示概略図

◇建物の範囲や掘立柱塀の外側で検出された溝などについて、平面表示する。

- ・タイルなどを遺構表示面に設置し、遺構を表示する。耐久性、耐摩耗性などに優れた素材の選定を検討する。
- ・素材や色合いの違いにより、遺構の範囲を明示する。



第 13 図 平面表示概略図

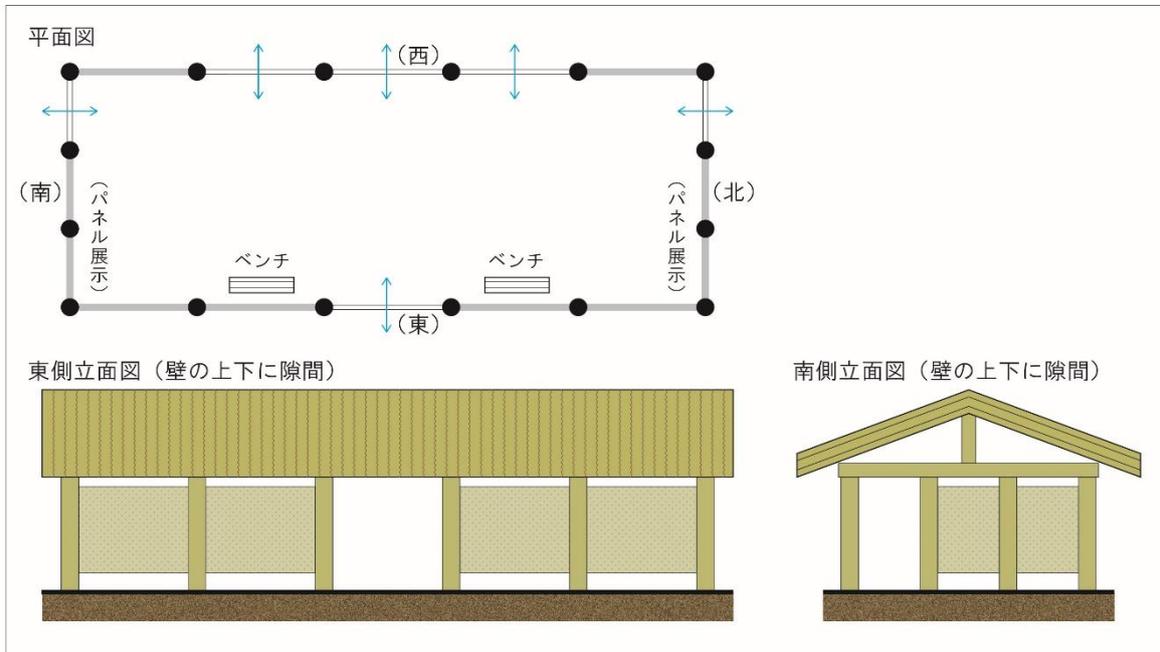
◇遺構表示付近には、遺構ごとに名称板を設置する。

## ② エントランスゾーン

◇ 史跡の玄関部として位置づけ、来訪者への総合的な情報提供を行う場とする。

◇ 総合解説板や史跡標識、ベンチ、東屋などを設置する。

◇ 緊急車両や管理車両が必要に応じて一時的に駐車できるような舗装整備とする。



第 14 図 東屋イメージ図

○ 東屋：休憩施設とパネル展示を兼ねた建物とする。

柱配置については、「国庁 1 期」の掘立柱建物 (SB1020) を基本とし、外観上は律令期の建物を想起させるものとする。

## ③ 歴史交流広場ゾーン

◇ 歴史的な体験イベント等を実施したり、史跡見学等の団体客を受け入れたりするための広場として位置づけ、多目的な活用にも対応できる空間整備を行う。

◇ 地被植物などを植栽し、自由に出入りができるように整備する。

◇ 手洗い場、散水栓、トイレなど水廻りの施設を北寄りに設置する。



国庁の変遷を平面表示  
(インターロッキングなど)

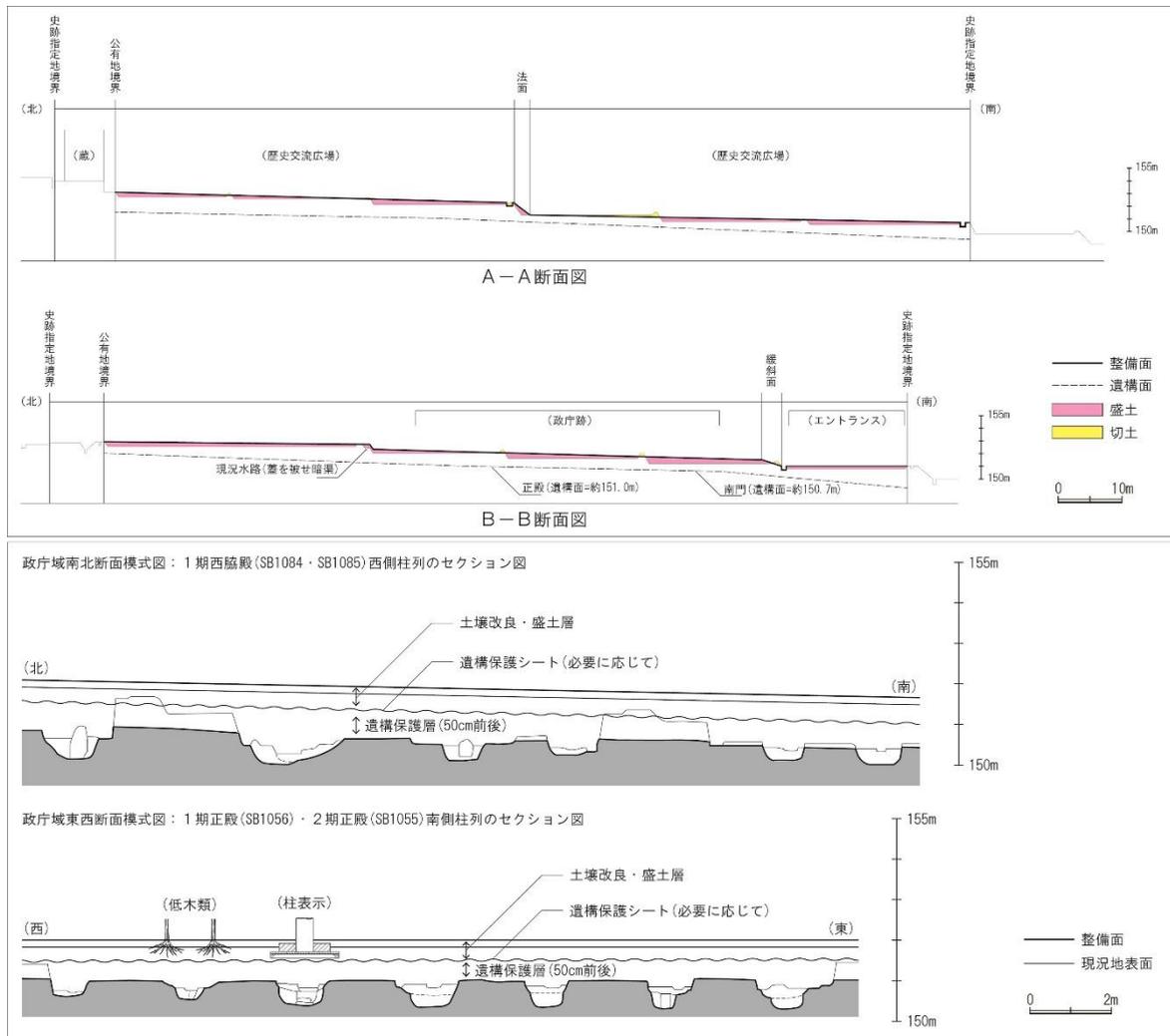
周辺遺跡や地形を表示した地図  
(地面埋め込み、造板タイルなど)

第15図 整備平面図

## 第2節 造成計画

国庁跡はこれまで田地として区画された場所に位置しているため、国庁が立地していた当時の旧地形が分かりにくい状況にある。こういった点を踏まえて、国庁が立地していた状況を推測できるような造成を行うとともに、史跡公園として土地利用しやすい公園とする。ただし、現地地形は、整備対象地全面を平坦に造成しようとすると、南側に擁壁を設置しなければならない。そのため、遺構表示面や広場面については極力平らに造成するものの、適宜緩やかな斜面を設けることとする（第16図）。また、周辺地形とのすりつけは、違和感のないように配慮する。

一方、造成にあたっては、遺構保護層を設け、必要に応じて遺構保護シートの設置などを行い、地下遺構の保存を万全とした上で、旧畦畔などのすき取りや盛り土、土壌改良を実施する。



第16図 造成概略図

### 第3節 雨水排水計画

- ・雨水の表面排水は造成面の緩やかな地形に沿ったものとし、造成層に適宜暗渠を設置するとともに、既存の農業用水路を活用しつつ、指定地の南及び東側への排水を行う。
- ・整備に際して、表層を透水性の高い材料で仕上げる。
- ・広場としての利用の観点から、過湿状態にならないように排水計画を立てる。

### 第4節 植栽・修景計画

- ・整備で導入する植栽は、利活用計画と対応させ、目的に沿った植栽となるように計画する。
- ・民家との遮蔽や、木陰の確保のため、適宜、高木や生け垣などの植栽を行う。
- ・西方には田地が広がっており、遮蔽の必要性が低いため、西辺部の植栽は低木を主体とする。
- ・高木の配置は、10～15m間隔に1本程度とし、落ち葉が史跡周辺の田地に溜まらないよう配慮する。

### 第5節 管理・便益施設整備計画

広場、園路、東屋、ベンチ、照明灯、水廻り施設を適宜設置するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した設計とする。

○園路（管理道路）：エントランスゾーン南寄りから北に向かって、東に迂回するような形で史跡公園内の通路を整備する

#### ※ 史跡地内を通る2本の道路等の取り扱いについて

- ・新たに公園内に設置する園路は、現在の農道の付け替え道の意味合いも有することから、通常は一般車両の通行は認めないこととするが、農繁期に限り農業用車両の通行を認めることとする。
- ・遺構表示・エントランスゾーンと多目的広場ゾーンを画する市道は、生活用道路としての利用を継続する。
- ・現在の農道に沿って敷設されている用水路は、現状のまま維持し、溝蓋を設置する等、公園内の見学者が支障とならないような手立てを取る。

○ガイダンス施設：国庁跡周辺の公的施設等において、国庁周辺の文化財や遺跡の紹介などをも含めた情報発信拠点の整備を目指す。

○トイレ：農村公園のものを利用できないか、地元及び関係機関と検討する。

○駐車場：史跡整備地を除く範囲において、駐車スペースの設置を検討する。

## 第6節 バッファゾーンの整備計画

計画対象地であるバッファゾーンの保護管理指針については、第5章の第2節でも触れているが、『伊賀市景観計画』に則って、史跡と調和した景観整備を誘導していく。国庁跡は、柘植川右岸の段丘上に位置し、背後に山が、周囲に田園風景が広がっており、良好な景観を呈している。また、国庁の立地する地形環境も良好に残されており、史跡の価値を高め、利活用にも有効な資源として位置づけることが必要である。そのため、史跡景観を構成する周辺の水田や背後の山林などが、無秩序に改変されないように、地域住民等の協力を得ながら周辺環境の保全に努める。

## 第7章 利活用基本計画

### 第1節 基本方針

伊賀国庁跡が地域によって保存・継承され、広く市民・国民にその価値が理解されるためには、史跡公園としてのハード面の整備だけではなく、歴史体験活動・学習活動などの教育プログラムや、地元行事と絡めたイベントなど、ソフト面の整備が不可欠であることから、史跡公園としての伊賀国庁跡の利活用における基本方針を以下のように設定する。

#### ① 歴史を学ぶ場としての利用

- ・国庁の役割、国府の姿など「国庁を学ぶ場」として、また、「地域の歴史を学ぶ場」として、伊賀国庁跡の活用を図る。
- ・伊賀の歴史的資源を巡る「拠点」として伊賀国庁跡の役割を明確にする。
- ・伊賀国庁跡に係わる情報を広く発信する。

#### ② 多目的な利用

- ・地元住民、市民等の「憩いの場」として活用するとともに、市民および市内外の人々との「交流の場」として広く活用する。
- ・多くの市民が参加できるイベント等を実施する。

### 第2節 史跡自体の利活用計画

- 地域の歴史を学ぶ場：府中小学校をはじめとした市内の小中学校や、他地域からの学校を対象とし、歴史授業、ふるさと学習や学校課外活動の一環として活用する。また、市民の生涯学習の場としての利用を促進する。実際の学習活動などにおいては、体験学習を中心とした利用も図る。
- 拠点の場：周辺の文化財や資料館など、伊賀の歴史的資源を巡るルートの一拠点として、ウォーキングルート・サイクリングルートを設定し、スタンプラリーなどを実施する。
- 憩いの場：市民の健康増進や多目的な野外レクリエーション利用にも対応できるような景観設備を図ることでリピート利用を促す。
- 交流の場：歴史講座やイベントなどを定期的実施し、史跡公園を介した交流人口の増加を目指す。（国府サミットの誘致）

### 第3節 多様な歴史文化資源とのネットワーク化による広汎な活用

- 小中学生の学習活動に適した歴史・文化資源の見学学習コースを設定する。
- 古代伊賀国を感じられる府中地区の遺跡や国分二寺を巡るルートを設定する。
- 府中地区住民自治協議会で実施している文化財ウォークの情報を元に、遺跡の位置やトイレの位置、所要時間などを盛り込んだルートマップを作成する。
- 周辺遺跡と連携した見学が出来る様な案内板等を設置するとともに、インターネットやパンフレット等の様々な手法を活用して、積極的な情報発信を図る。
- 携帯電話やタブレット端末の利用や公園内における国庁跡概要パンフレットの配布により、伊賀国庁跡の情報発信を図る。

- 解説ボランティア、史跡保護団体の育成を図るとともに、他地域の団体等との交流を促進する。
- 国府の姿、国庁の役割などを学ぶための、より深く、より広く学べるように歴史講座、出前授業を実施する。
- 観光資源としての活用を図る。
- 発掘現場を公開し、一種の遺構展示として活用する。

●国庁の利活用活動

- ・「国庁を学ぶ場」として、「木簡」「墨書土器」作り講座等を実施する。
- ・遠足、野外活動の場として積極的に活用する。
- ・「国庁まつり」など、多くの人が集う場を創出する。

●情報普及活動

- ・史跡解説ボランティアの育成を図るため、国庁のガイドツアーを実施するとともに、既存の伊賀学検定との連携を図る。
- ・市ホームページ等により、国庁跡の情報を広く発信する。
- ・企画展、講演会、シンポジウムを開催する。

## 利活用事例①

### ◆体験講座



三重県埋蔵文化財センター 石川県埋蔵文化財センター

島根県立古代出雲歴史博物館

### ◆ガイドツアー



三河国分尼寺跡(愛知県豊川市)

### ◆遠足・いこいの広場



近江国府跡(滋賀県大津市)

利活用事例②

◆イベント開催



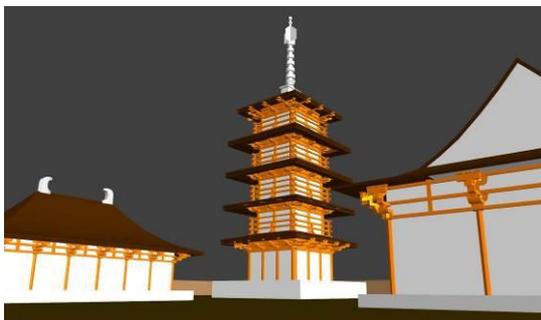
上総国分尼寺跡(千葉県市原市)

◆ARやVRを利用した遺構表示

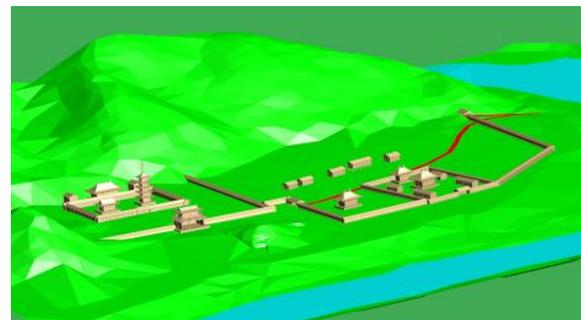


長岡宮跡(京都府向日市)

◆3Dモデルを利用した遺構表示



正家廃寺跡(岐阜県恵那市)



弥勒寺官衙遺跡群(岐阜県関市)

府中地区住民自治協議会の活動例



出土遺物の説明



文化財ウォーク



文化財講座①



文化財講座②

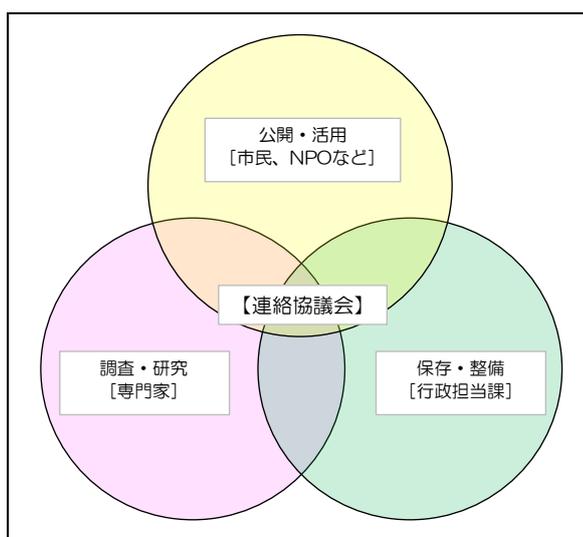
## 第8章 管理運営体制・調査計画

### 第1節 管理運営体制

史跡整備は施設の整備工事の完了をもって終了するのではなく、整備後の維持管理・活用が極めて重要である。史跡を整備活用していくための基本的な方策として、①調査・研究（確認）、②保存・整備（保護）、③公開・活用（利用促進）が必要となる。また、これらの3つの方策の効果を高めていくためには、地域が主体となり、地域の文化遺産を守っていくことが望ましく、地域住民、行政、市内各地の諸団体、アドバイザー（専門家）の連携・協働による運営体制を整えていく必要がある。

地域住民との協働を進めるための枠組は、①市民やNPO・ボランティアなどの各種団体、②行政、③アドバイザーなどで構成される。特に史跡の活用については、市民が史跡活用の活動に積極的に参画し、これらの活動を行政並びにアドバイザーが支援していく体制を構築していくことが望まれる。

現在は、管理団体の伊賀市が、史跡の日常的な管理や現状変更等の許可に係る事務、整備活用事業実施の役割を担っており、一方で、府中地区住民自治協議会が、三重県の「活かそう事業」において講演会の開催や文化財ウォークなど、史跡



第18図 体制概念図

の啓発事業を継続的に実施している。今後も、市民と行政が協働して史跡の保存・整備・活用を推進していくことが求められるが、特に日常的な管理においては、地域住民を中心とした組織の育成が急務である。

作業種別	内容	実施主体
史跡の保存管理	指定地の登記、現状変更の有無の確認や届出、史跡の標識、囲み柵の設置など	行政で実施
施設・工作物の保守管理	園路、サイン、ベンチ、復元遺構等の保守点検及び維持補修	行政主体で実施(簡易な補修は市民主体)
植栽管理	植栽(花木など)病虫害防除、草刈り、芝の手入れ、剪定、施肥など	協働で実施(花壇などの管理は市民主体)
清掃	園路、便益施設(東屋やトイレなど)の清掃	協働で実施
巡視・点検	日常的な利用におけるチェックなど	協働で実施

## 第2節 調査計画

史跡伊賀国庁跡は、国府の中核部分については面的な調査が実施され、国庁の変遷も把握されてきている。しかし、各時期の国庁主要建物の平面構造や規模については未確認の点も少なくなく、存続時期についてもなお検討を要する。国庁の区画堀に関しては、国庁1期では北・西・東側で検出されているが、国庁2～4期では未検出の部分が多く、正確な国庁域を解明できていない。また、国庁以外の曹司については一部が判明しているのみであり、国司館の遺構等も含め、国府の全体像は明らかになっていない。

国庁の遺構表示を進めるためには、未確認遺構の発掘調査等を実施する必要がある。国府の全体像を把握するためには、周辺地区での曹司や国司館の分布状況を確認する計画的調査も望まれる。これらの発掘調査においては、発掘調査作業を随時見学し、生の遺構の姿を体感できる環境を整え、それを史跡の活用の一環として位置づけることも目指す。さらに、検出した遺構・遺物の分析や他国の国府発掘成果との比較検討、文献史料等の研究を進め、古代伊賀国の歴史の解明を目指す。

## 第9章 事業計画

### 第1節 年次計画

今後の整備および活用事業の年次計画は下表のとおり予定している。

	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度～ (平成30年度～)
調査事業		※事業の進展に伴い、随時実施	
整備事業	※基本設計、実施設計を順次行い、整備工事着手		
活用事業	※文化財講座、文化財ウォークの実施（府中自治協実施）		
		史跡ボランティアの育成	

### 第2節 今後の課題

第7章第1節では史跡公園としての伊賀国庁跡について、歴史を学ぶ場、広く市民が多目的に利用できる場としての利活用を考えているが、遺構を保護し、史跡公園として管理していく上で、次の事項を推進することが求められる。

#### 【歴史を学ぶ場】

- ・小中学生の校外学習の場となるよう、教材や学習プログラムの整備を行う。市内小中学校に史跡公園の積極的な利活用を促す。
- ・公民館等が実施する歴史講座等において、伊賀国庁跡を取り上げるコンテンツを作成する。
- ・史跡解説ボランティアの育成を図る。

#### 【多目的に利活用する場】

- ・史跡公園として多様な利用(多様な方の利用)を促進するため、伊賀市関係部課(観光戦略課等)との連絡、調整を図る。
- ・周辺の史跡、文化財を巡るウォーキングルート・サイクリングルートの拠点と位置づけ、マップ等を作成・配布する。
- ・地元行事等における利活用を積極的に促す。

#### 【史跡公園・遺構の保全】

- ・史跡公園の管理を適切に行う体制を構築する。